

## 追加資料1

門川委員提出

第2回障害者制度改革推進会議参考資料(2010/02/02)

社会福祉法人全国盲ろう者協会 門川紳一郎

### 1. はじめに

「障害者基本法」(以下、「基本法」 2004年6月4日改正 法律第80号)の改正にあたり、障害者の権利条約との整合性を取る必要がある。現行の基本法はあくまでも「理念法」として位置づけられているが、この理念の部分においても十分とは言えない点がある。

以下、理念法としての基本法に明らかに抜け落ちていると思われる「障害者の権利 理念」について、主に「労働」と「コミュニケーション・情報保障」について述べると共に、個別の各条項において修正を加えるべきと考える部分について記す。

### 2. コミュニケーションの保障および情報を知る権利の保障

基本法にはコミュニケーションや情報の保障についての理念がない。とりわけこれは、盲ろう者や聴覚障害者にとってきわめて重大な問題である。

手話は言語として「障害者権利条約」において明記された。また、条約第21条では「表現及び意見の自由並びに情報へのアクセス」が明記されている。

コミュニケーションや情報へのアクセスは、聴覚障害者や盲ろう者には生きていく上で最低限保障されなければならないものであり、基本法第3条の基本的理念として盛り込まれるべきである。

### 3. 基本法の各条項についての意見

(定義)

第2条 この法律において「障害者」とは、身体障害、知的障害又は精神障害(以下「障害」と総称する。)があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう。

→

・ここで述べられている定義で除外される盲ろう者のように人口の少ない障害者や難病者が出てくるおそれがある。「継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者」とあるが、実際は医学的診断のみに依拠して交付される障害者手帳の保持者に限定されている。障害者手帳自体のありかたやその交付基準を再検討すると共に、手帳の有無や障害等級ではなく、生活上の困難やニーズを基準に障害を定義していく方向性が重要である。

(例)実際に日常生活や社会生活に制限が生じていても、視野障害が認定されないケースがある。

- ・「継続的」とあるが、「一時的」に障害を持った人も含めるべきではないか。
- ・日常生活と社会生活に加え、経済活動も含めるべきである。

#### (国及び地方公共団体の責務)

第4条 国及び地方公共団体は、障害者の権利の擁護及び障害者に対する差別の防止を図りつつ障害者の自立及び社会参加を支援すること等により、障害者の福祉を増進する責務を有する。

→

- ・差別の防止を「図る」のではなく、保障すべきである。
- ・障害者が不利益を被ったり、差別を受けたりした時の救済の責務も有する。

#### (国民の責務)

第6条 国民は、社会連帯の理念に基づき、障害者の福祉の増進に協力するよう努めなければならない。

2 国民は、社会連帯の理念に基づき、障害者の人権が尊重され、障害者が差別されることなく、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することができる社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

→

- ・国民の責務も必要であるが、国民という個人レベルで十分なのか。民間や企業なども責務があるはずである。
- ・「努める」とあるが、努力のレベルでよいのか。

#### (障害者週間)

#### 第7条

3 国及び地方公共団体は、障害者週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

→

- ・既存の形骸化したキャンペーンではなく、当事者のニーズを取り入れ、たとえば、当事者主導のキャンペーンを奨励すべきである。

## (施策の基本方針)

### 第8条

2 障害者の福祉に関する施策を講ずるに当たっては、障害者の自主性が十分に尊重され、かつ、障害者が、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう配慮されなければならない。

→

可能な限りの配慮ではなく、障害のない人と同等で均等な権利と機会を保障すべきである。

(例) ガイドヘルパーや盲ろう者向け通訳介助者の派遣は、「日常生活」の範囲内という制限がある。日常生活のみならず、通学や通勤なども含め広く社会生活が保障されるべきである。

## (障害者基本計画等)

第9条 政府は、障害者の福祉に関する施策及び障害の予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「障害者基本計画」という。)を策定しなければならない。

→

障害者基本計画等の策定には障害当事者が関わる事が不可欠である。たんに「意見を聞く」ためのオブザーバーとしてではなく、実質的な発言権と決定権を持った立場での参画を保障すべきである。

## (医療・介護等)

### 第12条

4 国及び地方公共団体は、第1項及び前項に規定する施策を講ずるために必要な専門的技術職員その他の専門的知識又は技能を有する職員を育成するよう努めなければならない。

→

職員には障害当事者も含めること。

5 国及び地方公共団体は、福祉用具及び身体障害者補助犬の給付又は貸与その他障害者が日常生活を営むのに必要な施策を講じなければならない。

→

補装具・日常生活用具等の給付条件の緩和と財政的な措置を講じる。

(例) 視覚障害者や盲ろう者が歩行中、通行人が白杖を蹴って折ったとしても、無償の給付はされない。

## (教育)

第14条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢、能力及び障害の状態に応じ、十分な

教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実に努める等必要な施策を講じなければならない。

→

障害児の親などの学校選択権を実質的に保障すべきである。

#### (雇用の促進等)

第16条 国及び地方公共団体は、障害者の雇用の促進するため、障害者に適した職種又は職域について障害者の優先雇用の施策を講じなければならない。

→

障害を持つ人が希望する職業に就けること。そのために、リハビリテーションが必要であれば、国及び地方公共団体がリハビリテーションを保障すること。企業が障害を持つ人への環境整備ができない場合、国及び地方公共団体がそれを補償すること。

#### (住宅の確保)

第17条 国及び地方公共団体は、障害者の生活の安定を図るため、障害者のための住宅を確保し、及び障害者の日常生活に適するような住宅の整備を促進するよう必要な施策を講じなければならない。

→

都道府県営・市営住宅への優先入居。一般の住宅であっても、障害を持つ人が改造を希望する場合、国及び地方公共団体が保障すること。

#### (公共的施設のバリアフリー化)

第18条 国及び地方公共団体は、障害者の利用の便宜を図ることによって障害者の自立及び社会参加を支援するため、自ら設置する官公庁施設、交通施設その他の公共的施設について、障害者が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進を図らなければならない。

→

図るではなく、義務である。

#### (情報の利用におけるバリアフリー化)

##### 第19条

2 国及び地方公共団体は、行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進に当たっては、障害者の利用の便宜が図られるよう特に配慮しなければならない。《追加》平16法0803 電気通信及び放送その他の情報の提供に係る役務の提供並びに電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の製造等を行う事業者は、社会連帯の理念に基づき、当該役務の提供又は当該機器の製造等に当たっては、障害者の利用の便宜を図るよう努めなければならない。

ない。

→

- ・配慮・努めるではなく、義務である。
- ・機器の利用が難しい障害者には、人的サービスなどを保障すること。

(相談等)

第20条 国及び地方公共団体は、障害者に関する相談業務、成年後見制度その他の障害者の権利利益の保護等のための施策又は制度が、適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならない。

→

相談事業等には当事者が積極的に参画できるようにすべきである。

(文化的諸条件の整備等)

第22条 国及び地方公共団体は、障害者の文化的意欲を満ち、若しくは障害者に文化的意欲を起こさせ、又は障害者が自主的かつ積極的にレクリエーションの活動をし、若しくはスポーツを行うことができるようにするため、施設、設備その他の諸条件の整備、文化、スポーツ等に関する活動の助成その他必要な施策を講じなければならない。

→

「障害者に文化的意欲を起こさせ」の表現は不適切である。

障害を持つ人が他の人と同じく文化活動・レクリエーション・スポーツに参画できるよう保障すること。

(地方障害者施策推進協議会)

第26条 都道府県(地方自治法第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)を含む。以下同じ。)に、地方障害者施策推進協議会を置く。

→

障害当事者が関わること。オブザーバーとしてではなく、発言権と決定権を有すること。